

な事項を指しているもののように考えられる。

思うに、国の教育行政機関が法律の授權に基づいて義務教育に属する普通教育の内容及び方法について遵守すべき基準を設定する場合には、教師の創意工夫の尊重等教基法一〇条に關してさきに述べたところのほか、後述する教育に關する地方自治の原則をも考慮し、右教育における機会均等の確保と全国的な一定の水準の維持という目的のために必要かつ合理的と認められる大綱的なそれにとどめられるべきものと解しなければならぬけれども、右の大綱的な基準の範圍に關する原判決の見解は、狭きに失し、これを採用することはできないと考える。これを前記学習指導要領についていえば、文部大臣は、学校教育法三八条、一〇六条による中学校の教科に關する事項を定める權限に基づき、普通教育に属する中学校における教育の内容及び方法につき、上述のような教育の機会均等の確保等の目的のために必要かつ合理的な基準を設定することができると解すべきところ、本件當時の中学校学習指導要領の内容を通覧するに、おおむね、中学校において地域差、学校差を超えて全国的に共通なものとして教授されることが必要な最小限度の基準と考えても必ずしも不合理とはいえない事項が、その根幹をなしていると認められるのであり、その中には、ある程度細目にわたり、かつ、詳細に過ぎ、また、必ずしも法的拘束力をもつて地方公共団体を制約し、又は教師を強制するのに適切でなく、また、はたしてそのように制約し、ないしは強制する趣旨であるかどうか疑わしいものが幾分含まれているとしても、右指導要領の下における教師による創造的かつ彈力的な教育の余地や、地方ごとの特殊性を反映した個別化の余地が十分に残されており、全体としてはなお全国的な大綱的な基準としての性格をもつものと認められるし、また、その内容においても、教師に対し一方的な一定の理論ないしは觀念を生徒に教え込むことを強制するような点は全く含まれていないのである。それ故、上記指導要領は、全体としてみた場合、教育政策上の当否はともかくとして、少なくとも法的見地からは、上記目的のために必要かつ合理的な基準の設定としては認めることができるものと解するのが、相当である。

（判例時報）一九七六年七月二一日号（八一四号）四一～四四ページ

◆日本図書館協会・図書館の自由に関する宣言

一九五四年採択
一九七九・五・三〇改訂
日本図書館協会総会決議

図書館は、基本的人權のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もつとも重要な任務とする。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

- 第一 図書館は資料収集の自由を有する。
- 第二 図書館は資料提供の自由を有する。
- 第三 図書館は利用者の秘密を守る。
- 第四 図書館はすべての検閲に反対する。

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

◆臨教審・教育改革に関する第四次答申

（総括的最終答申）

一九八七・八・七
臨時教育審議会

第二章 教育改革の視点

一 個性重視の原則

今次教育改革において最も重要なことは、これまでの我が国の根深い病弊である画一性、硬直性、閉鎖性を打破して、個人の尊厳、個性の尊重、自由・自律、自己責任の原則、すなわち「個性重視の原則」を確立することである。この「個性重視の原則」に照らし、教育の内容、方法、制度、政策など教育の全分野について抜本的に見直し、いかなければならない。（略）

二 生涯学習体系への移行

我が国が今後、社会の変化に主体的に対応し、活力ある社会を築いていくためには、学歴社会の弊害を是正するとともに、学習意欲の新たな高まりと多様な教育サービス供給体系の登場、科学技術の進展などに伴う新たな学習

需要の高まりにこたえ、学校中心の考え方を改め、生涯学習体系への移行を主軸とする教育体系の総合的再編成を図っていかねばならない。（略）

三 変化への対応

今後、我が国が創造的で活力ある社会を築いていくためには、教育は時代や社会の絶えざる変化に積極的かつ柔軟に対応していくことが必要である。なかでも、教育が直面している最も重要な課題は国際化ならびに情報化への対応である。

(1) 国際社会への貢献

これからの新しい国際化は、これまでの近代化時代における国際化とは異なり、全人類の持つ地球の視野に立って、人類の平和と繁栄のために様々な分野において積極的に貢献し、国際社会の一員としての責任を果たしていくものでなければならぬ。（略）

(2) 情報社会への対応

二一世紀に向けて情報化という新しい時代を迎えつつある。我が国が今後情報化の絶えざる進展に柔軟に対応し、物質的にも精神的にも豊かな社会を築いていくためには、教育自体をそれに積極的に対応できるよう改革を図っていかねばならない。（略）

第四章 文教行政、入学時期に関する提言

第一節 文教行政

1 政策官庁としての機能の強化

文部省は、今後、政策官庁としての比重を高めることを行政の基本に据えながら、併せて、時代の進展に積極的に対応し、自らを外に開き発想の柔軟性を育んでいくという基本的姿勢を確立していかなければならない。（略）

2 生涯学習体系への移行への積極的対応

生涯学習体系への移行に積極的に対応するという観点から、社会教育局を生涯学習を専ら担当する局に改組・再編するなど文部省の組織体制の整備を図ることが不可欠である。

(2) これからの文教行政は学校外における教育の広がりなど新しい時代の状況に積極的に対応できるよう、社会教育に関連する法令も含め総合的に見直し、生涯学習振興の見地から新しい法体制の整備を検討するなどの必要がある。（略）

3 許認可行政と指導助言の見直し

(1) 文部省の許認可等の数は、他省庁と比較して少ない状況にはあるが、（中略）：政策官庁への脱皮を図る観点からも、国として必要な基本的・共通的な水準の維持確保に配慮しつつ、許認可、各種基準等の整理合理化、権限委譲など必要な規制緩和をさらに進める必要がある。（略）

4 教育委員会の活性化

(1) 教育委員会は、教育における地方自治の精神に基づき、当該地域の教育行政全般に関して最も重い責任を直接に負うところの機関である。したがって、教育委員会制度の本来の目的と精神に立ち返り、この制度に期待されている役割と機能を正しく発揮することが不可欠である。

このような観点に立って、第二次答申において提言したように、①教育委員の人選、研修、②教育長の任期制、専任制（市町村）の導入、③苦情処理の責任体制の確立、④適格性を欠く教員への対応、⑤小規模市町村の事務処理体制の広域化、⑥知事部局等との連携などを図る必要がある。

(3) 指導助言は各省庁がその所管事項について必要であると認める場合は、地方公共団体または事業者などに対し行うもので、文部省だけが行うものではない。しかし、文教行政において従来の指導助言が本来の機能以上に指揮監督的にとられていた場合があり、また、過度に形式的な法律解釈論や通達に依拠する傾向があったこともあり、現実にわたりしかも強制的影響が強い感は免れない。文部省や地方教育行政当局はこの点を反省する必要がある。文教行政において現未な助言が多くなるのは、一面において、教育界において現未な事項にまで行政の見解を求めてくることにもよるものであり、関係者の自戒が必要である。

第二節 入学時期

1 秋季入学制への移行

現行の四月入学制は、長年にわたり、国民の間に定着してきた制度であるが、秋季入学制は、今後我が国の教育にとって、以下のとおり、大きな意義が認められる。

このため、今後の社会全体の変化を踏まえ、国民世論の動向に配慮しつつ、将来、我が国の学校教育を秋季入学制に移行すべく、関連する諸条件の整備に努めるべきである。

① より合理的な学年暦への移行と学校運営上の利点の視点（略）

② 国際的に開かれた教育システムの視点（略）

③ 生涯学習体系への移行の視点（略）